



カリフォルニアゴールドポピー

京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚 俊 宏
 税理士 杉本 高 男
 税理士 林 剛 史
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

5月 (皐月) MAY
 3日・憲法記念日
 4日・みどりの日
 5日・こどもの日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	16	30
月	17	31
火	18	
水	19	
木	20	
金	21	
土	22	

5月の税務と労務

- | | |
|---|------------------------------------|
| 国 税/4月分源泉所得税の納付
5月10日 | 国 税/確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
5月31日 |
| 国 税/3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 5月31日 | 国 税/特別農業所得者の承認申請
5月17日 |
| 国 税/9月決算法人の中間申告
5月31日 | 地方税/自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税/6月、9月、12月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 5月31日 | |
| 国 税/個人事業者の消費税等の中
間申告(年3回の場合) 5月31日 | |

ワンポイント 宥恕(ゆうじょ)規定

税法上の特例の適用要件として、申告書の提出や申告書に一定の書類を添付することが求められている場合等に、申告書等の提出がなかったときでも、その提出がなかったことについてやむをえない事情があると税務署長が認めるときには、その後、申告書等を提出すれば適用を認める規定。

誤って納付した源泉所得税の還付

Q 当社で、源泉所得税額を過大に納付していることが判明しました。これは、今年1月以降に行った給与所得の源泉徴収税額の計算に誤りがあったものです。この誤って納付した源泉所得税の還付を受けるには、どうすればよいでしょうか。

なお、誤って源泉徴収した社員の中には、3月31日付で退職している者もいます。これらの者について、各自に還付請求をさせるのでしょうか。

A 徴収義務者が源泉所得税を誤って正当税額を超えて納付した場合、納付した金額と正当税額との差額(過誤納金といえます)は、源泉徴収税額を納付した徴収義務者に対し税務署長から還付するものとされています。

お尋ねの場合は、この「過誤納金」となりますので、貴社は「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署に提出することにより、税務署長から貴社に過誤納金が還付されます。

この場合、給与所得者各人からの税務署長に対する直接の還付請求はできないこととなっていますので、返還を受ける者に対しては、貴社から還付していただくことになります。

なお、この還付請求は、誤納の事実が生じた日から5年間の間に請求しないと、時効により請求権が消滅します。

次に、納め過ぎた源泉所得税が給与所得に対するものである場合には、前記の「源泉所得税の誤納額還付請求書」に代えて「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出し、その過誤納金に相当する金額を、届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与等に対する源泉徴収税額から控除することができます。

賃貸用固定資産の取壊し等による資産損失の取扱い

所得税において、賃貸用固定資産の取壊し、除却などの資産損失については、事業的規模か否かにより扱いが異なります。事業的規模の場合は、資産損失の全額を必要経費に算入できます。しかし、非事業的規模の場合は、その年の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額を限度として、必要経費に算入することになり、他の所得との損益通算ができません。建物の貸付けが事業的規模か否かは、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模であるかどうかで判定します。原則として、次のいずれかの基準に当てはまれば事業的規模とされます。

- ① 貸間、アパートなどは、貸与できる独立した部屋数が概ね10室以上であること。
- ② 独立家屋の貸付けについては、概ね5棟以上であること。

親の土地を無償で借地し、住宅を新築した場合の課税関係

親の土地を無償で借地し、子供が住宅を新築したときに、地代や権利金を支払うことは通常ありません。このように、地代や権利金を支払わずに土地を借りる場合を土地の使用貸借といいます。使用貸借によって土地を使用する権利の価額は、ゼロとして取り扱われます。したがって、

この場合、子供に借地権相当額の贈与税が課税されることはありません。しかし、将来、子供がその土地の贈与を受ける場合や、親が亡くなって相続税が課税される場合は、その土地は借地権が設定されていないものと評価(自用地としての評価)して、課税されます。